

松山市こども計画について ～計画掲載事業～

(地域子育て部会)

令和6年11月12日

ここでも
みんなが

▼各委員からのご意見

前回の事務局案に対する各委員の主なご意見
(※教育・保育部会、地域子育て部会の各部会委員からいただいたご意見)

推進 施策	事業名	主なご意見	対応方針	担当 部会
1-1	—	・①「こども・若者の意見反映の推進」の説明で、「すべての大人に対しても広く周知を行い～」の「も」はいらぬのではないか。	こどもの権利は、大人だけでなく「こども」自身も認識することが重要であり、こども自身と大人の両者を含めるため、現状のままとします。	両部会 共通
1-1	—	・「子どもの権利条約の周知」を取組に入れていただきたい。	人権指導員による出前授業などで、地域や学校に出向いた機会に人権の話題の一部として「子どもの権利条約」についても触れています。 また、計画策定時に実施したこども向けアンケート調査を、R7年度からも計画の点検評価を行う視点で、毎年度実施するよう検討しており、アンケートを行う際に、子どもの権利条約についても周知を図っていきたいと考えています。	両部会 共通
1-1	—	・こどもの意見表明の機会の保障に関する取組の具体例として「子どもの意見表明ファシリテーター等の人材育成」を入れていただきたい	R7年度から、ファシリテーターの養成等、こどもの意見表明に関する取組を検討していきます。	両部会 共通
1-2	施設型給付 認定こども園事業	・「子ども・子育て支援新制度を円滑に実施するため」の部分は削除してもよいのではないか。	ご意見のとおり修正します。	教育・ 保育
1-2 2-2	病児・病後児保育事業	・市内4か所ではなく、市内5か所ではないか。	資料作成時は、4か所でしたが、計画始期の令和7年度からは、5か所になる見込みであるため、「5か所」へ修正します。	教育・ 保育
2-1	—	・こどもの居場所のネットワークの拠点(ハブ)づくりとコーディネータの設置に関する取組を考えていただきたい。	ハブづくりと専門職の配置、いずれも重要なご指摘と受け止めています。 児童館をはじめ公共性・専門性の高い既存の資源をいかに有効活用するか、他市の先進事例なども参考にしながら検討していきます。	地域 子育て

松山市こども計画について ～「計画掲載事業」～

推進 施策	事業名	主なご意見	対応方針	担当 部会
2-1	—	・「子ども・若者の居場所づくり」について、既存の施設や事業の質が良くなっていくのはいいと思うが、距離的や利用条件に該当しないことなどから利用が難しい子どもも多いのではと感じている。そういった子どもが多い地域に対して、何かできれば市内全体で居場所の確保に繋がると感じる。例えば、公民館などと連携し、単発でワークショップや自由解放の日など、できる範囲からでいいと思う。特に夏の時期は年々猛暑の影響で公園などの外遊びが難しくなっており、公園の整備もありがたいですが、室内で行けば友達や地域の誰かがいる場所。そのような場所があると安心と保護者目線で感じている。	今後、「子ども・若者の居場所づくり」の各取組を実施及び検討する際の参考にさせていただきます。	地域 子育て
2-2	幼保小中連携推進事業	・担当課が「学校教育課」になっているが、私立施設も関連することなので、「保育・幼稚園課」も併記すべきではないか。 ・「幼稚園から・・・」と始まっているが、保育所にも関連ある事業なので、「教育・保育施設から・・・」としてはどうか。	1点目、2点目とも、ご意見のとおり修正します。	教育・ 保育

松山市こども計画について ～「計画掲載事業」～

推進 施策	事業名	主なご意見	対応方針	担当 部会
2-3	小学校教育用 コンピュータ整備事業	・事業概要としては記載の内容で問題ないと思うが、実際に利用している側の感じていることとして共有させていただく。 現在、児童1人1台のタブレットが支給されているが、毎日学校に持って行き、持って帰ってくるようになっている(家に個人所有のタブレット等がある家庭は学校に置いていてOK)。教科書などの学童用品＋ランドセルの重さが加わると5キロほどになる。お米5キロ分...大人でも運ぶのが重いのではないかと？それを背負って片道20分歩いている1年生もいる。 授業ではタブレットをしっかりと活用できていると思うが、この光景を見ていると、実際に使っている子どもたちの身体的な負担になっていないかと感じる部分がある。上記の事業に限ったことではないが、事業を進めていく中で、広く環境整備をしていただけると安心して子育てできると思う。	ご意見として承ります。	地域 子育て

松山市こども計画について ～「計画掲載事業」～

推進 施策	事業名	主なご意見	対応方針	担当 部会
3-2 3-4	—	スクールソーシャルワーカー活用事業(過去平成20年度に導入された本事業の復活を図る) ・松山市内に中学校を拠点にした配置型のスクールソーシャルワーカーを会計年度職員で配置する(まずは不登校、虐待、経済困窮等の福祉的ニーズを背景に持つ生徒数の多い拠点校4校に置く) ・今年度検討が、難しいのであれば、配置の必要性については、児童生徒の保護者及び教育関係者と連携機関に対して、アンケートや意見聴取などで確認し、配置不要のエビデンスを確認していただけないでしょうか。そして、エビデンス次第では、再検討していただけないでしょうか。	スクールソーシャルワーカーが担う機能は、組織的に対応することでより強化されていますので、学校にスクールソーシャルワーカーを配置することは現在のところ、考えていませんが、今後も教育支援センター事務所とこども相談課の連携により、教育と福祉が一体となった相談窓口の機能や支援体制を構築し、専門的な知識や経験を持つ社会福祉士や心理判定員、元教員等の職員が様々な悩みを持つ子どもや家庭と密接に関わりを持ちながら、組織として実効性のある相談・支援を行っていきます。 なお、今回、いただいた意見も参考にしながら総合的な不登校対策を実施していきたいと思えます。	地域 子育て
3-3	児童発達支援センター ひまわり園運営事業	・「指導」や「訓練」の文言は現状に合わない。	表現を修正します。	地域 子育て
3-3	障害児等療育支援事業	・事業概要の確認等を再度お願いします。	表現を修正します。	地域 子育て
3-3	障がい等のある 子どものための支援事業	・「学級支援員を配置」とあるが、「学級支援員」とは、どのような方を指すのか。	対象となる学級に入り、学級担任と連携しながら、状況に応じて必要な支援を行う者です。	地域 子育て

▼前回の事務局案からの追記修正箇所

※「追記修正後」欄にある、赤字下線部分が追記修正した箇所

推進 施策	事業名	追記修正前	追記修正後	担当 部会
1-1 2-2	施設型給付保育所事業	私立保育所に係る運営費を私立保育所へ委託料として支出する。	私立保育所 の 運営費を委託料として 施設に 支出する。	教育・ 保育
1-2 2-2	施設型給付幼稚園事業	私立幼稚園にかかる運営費用を給付費(負担金)として園に給付する。	私立幼稚園 の 運営費用を給付費(負担金)として 施設に 給付する。	教育・ 保育
1-2 2-2	地域型保育給付事業	地域型保育事業所にかかる運営費用を給付費(負担金)として園に給付する。	地域型保育事業所 の 運営費用を給付費(負担金)として 施設に 給付する。	教育・ 保育
1-2 2-2	施設型給付認定こども園事業	子ども・子育て支援新制度を円滑に実施するため、認定こども園(幼保連携型・保育所型・幼稚園型・地方裁量型)に対し、運営等にかかる費用を給付する。	認定こども園(幼保連携型・保育所型・幼稚園型・地方裁量型)に対し、運営等 の 費用を給付する。	教育・ 保育
1-2 2-2	保育所事務 管理 費	公立直営保育所及び認定こども園(全15園)の施設の修繕費など運営に関する費用や、公立委託保育所(全10園)の運営委託料を支出する。	公立直営保育所及び認定こども園(全16園)の施設の修繕費など運営に関する費用や、公立委託保育所(全9園)の運営委託料を支出する。	教育・ 保育
1-2 2-2	地域保育所施設運営補助事業	入所児童の健康・福祉を向上させると同時に保育所等の補完的な受入れ先とするため、地域保育所(認可外保育施設)の運営にかかる経費や健康診断等の経費の一部を補助する。	入所児童の健康・福祉を向上させると同時に保育所等の補完的な受入れ先とするため、地域保育所(認可外保育施設)の 運営経費 や健康診断等の経費の一部を補助する。	教育・ 保育
2-1	子育てひろば等支援事業	乳幼児とその保護者が気軽に集うことができる場所を提供し、子育て相談、情報提供、助言その他の援助を行う。	乳幼児とその保護者が気軽に集うことができる場所を提供し、子育て相談、情報提供、助言その他の援助を行う。 また、こどもの意見・ニーズを聴き取り、遊び場や学習スペースの拡充など、多様なこどもの居場所づくりを推進する。	地域 子育て

松山市こども計画について ～「計画掲載事業」～

推進 施策	事業名	追記修正前	追記修正後	担当 部会
2-1	こども本の森開設準備 事業	建築家・安藤忠雄氏から提案のあった「こども本の森」図書室(仮称)の坂の上の雲ミュージアムへの増築について、令和7年度中の開設を目指し、準備を進める。 こどもたちが本に親しむ場所が新たに完成するとともに、幅広い年齢層が足を運ぶことで、まちづくりの中核施設としての役割を担うとともに、来館者の増加につなげる。	建築家・安藤忠雄氏から提案のあった「こども本の森松山」の坂の上の雲ミュージアムへの増築について、令和7年7月の開設を目指し、準備を進める。 こどもたちが本に親しむ場所が新たに完成し、幅広い年齢層が足を運ぶことで、まちづくりの中核施設としての役割を担うとともに、来館者の増加につなげる。	地域 子育て
2-1	学校・家庭・地域連携 協力推進事業	地域住民の協力を得て、放課後や週末等に小学校の余裕教室などを活用し、勉強やスポーツ・文化活動などを実施する放課後子ども教室や登下校の見守りや授業の補助など学校に対する多様な協力活動などの地域学校協働活動を推進する。	地域住民の協力を得て、放課後や週末等に小学校の余裕教室などを活用し、勉強やスポーツ・文化活動などを実施する放課後子ども教室や登下校の見守り、授業の補助など学校に対する多様な協力活動などの地域学校協働活動を推進する。	地域 子育て
2-2	病児・病後児保育事業	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、市内在住の小学6年生以下の子どもが自宅での療養を余儀なくされる期間、市内4か所及び東温市、松前町(各1か所)の施設で一時的な保育を行う。	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、市内在住の小学6年生以下の子どもが自宅での療養を余儀なくされる期間、市内5か所及び東温市、松前町(各1か所)の施設で一時的な保育を行う。	教育・ 保育
2-2	待機児童対策・保育の 質向上事業	待機児童対策に加え、保育の質の向上を図り、保育サービスを充実させるため、4月に1, 2歳児を定員を超えて受け入れている施設への助成、入所予約制の導入、加配保育士に対する助成や障がい児保育を担う保育士への助成などを実施する。	待機児童対策に加え、保育の質の向上を図り、保育サービスを充実させるため、4月に1, 2歳児を定員を超えて受け入れている施設への助成、入所予約制の導入、加配保育士に対する助成や障がい児保育を担う保育士への助成、ICTを活用した業務システムの導入支援などを実施する。	教育・ 保育
2-2	幼稚園事務管理費	市立幼稚園の運営に関する費用を支出する。	市立幼稚園の運営に関する費用を支出するほか、幼稚園教諭等の資質向上を図るための研修を実施する。	教育・ 保育

松山市こども計画について ～「計画掲載事業」～

推進 施策	事業名	追記修正前	追記修正後	担当 部会
2-2	幼保小中連携推進事業	幼稚園から小学校1年、小学校6年から中学校1年の接続期にみられる問題(いわゆる小1プロブレム、中1ギャップなど)や子どもの発達段階を踏まえながら、現行の教育課程及び6・3制の枠内で行う、地域に根ざした持続可能な幼保小中連携教育の在り方について研究を進める。 担当課:学校教育課	教育・保育施設 から小学校1年、小学校6年から中学校1年の接続期にみられる問題(いわゆる小1プロブレム、中1ギャップなど)や子どもの発達段階を踏まえながら、現行の教育課程及び6・3制の枠内で行う、地域に根ざした持続可能な幼保小中連携教育の在り方について研究を進める。 担当課:学校教育課、 保育・幼稚園課	教育・ 保育
2-2	松山の教育研究開発事業	教職員の授業力向上を図り、児童生徒の確かな学力と豊かな心を育成するため、「 ふるさと松山学 」教材の活用促進や小中学校と協働した授業づくりの研究等を通して、特色ある松山の教育を推進する。	教職員の授業力向上を図り、児童生徒の確かな学力と豊かな心を育成するため、小中学校と協働した授業づくりの研究や「 ふるさと松山学 」 教材の活用促進 等を通して、特色ある松山の教育を推進する。	地域 子育て
2-2	教職員研修事業	教職員の資質、能力及び学校の教育力の向上を図るため、研修の体系や内容を見直すとともに、大学との協働により、社会の変化や学校のニーズに対応したより質の高い教職員研修を実施する。	教職員の資質能力及び学校の教育力の向上を図るため、研修の体系や内容を見直すとともに、大学との協働により、社会の変化や学校のニーズに対応したより質の高い教職員研修を実施する。	地域 子育て
2-3	妊娠・出産支援事業 (伴走型相談支援 ・相談体制の整備等)	相談等の拠点となる「すくすく・サポート」等で全ての妊婦と面談し、支援が必要な者を把握するとともに、乳児がいる全ての家庭の訪問や産前・産後サポート、産後ケアを実施することで、出産や育児に対する不安を軽減し、安心して子育てができる環境を整える。	妊娠期から子育て期を通じた切れ目ない伴走型相談支援を実施するため 、相談等の拠点となる「すくすく・サポート」等で全ての妊婦と面談し、支援が必要な者を把握するとともに、乳児がいる全ての家庭の訪問や産前・産後サポート、産後ケアを実施することで、出産や育児に対する不安を軽減し、安心して子育てができる環境を整える。	地域 子育て
2-3 3-4	こども相談事業	総合相談事業	こども相談事業 (※事業名の変更)	地域 子育て

松山市こども計画について ～「計画掲載事業」～

推進 施策	事業名	追記修正前	追記修正後	担当 部会
2-3	SNS子ども子育て 相談窓口事業 (子ども総合相談分)	<u>気軽に相談できるLINEを活用した相談窓口を設 け、こどもや子育てについての悩み相談に広く 対応する。</u>	(※計画期間中に事業を見直す予定のため、 掲載を見送る)	地域 子育て
3-1	<u>養育支援訪問事業 (子育て世帯訪問支援 事業部分)</u>		<u>家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子 育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家 庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、食事準備、 洗濯、掃除などの家事支援を実施する。</u> (※今回追加)	地域 子育て
3-1	<u>要保護児童対策事業 (親子関係形成支援 事業部分)</u>		<u>児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱え た保護者が、親子の関係性や発達に応じた児 童との関わり方等の知識や方法を身につけるた め、当該保護者に対して、講義、グループワー ク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレン ト・トレーニング等を実施するとともに、相互に悩 みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる 場を設けることで、健全な親子関係の形成に向 けた支援を行う。</u> (※今回追加)	地域 子育て
3-2	<u>ヤングケアラー支援事業</u>	ヤングケアラー支援体制強化事業	<u>ヤングケアラー支援事業</u> (※事業名の変更)	地域 子育て
3-3	児童発達支援センター ひまわり園運営事業	障がいのある未就学児が通園し、日常生活で の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集 団生活への適応訓練等、様々な療育を通して 児童の成長及び発達の向上を図る。	障がいのある未就学児が通園し、日常生活で の基本的な動作の <u>習得</u> 、知識技能の付与、集 団生活への <u>適応のための支援</u> 等、様々な療育 を通して児童の成長及び発達の向上を図る。	地域 子育て

松山市こども計画について ～「計画掲載事業」～

推進 施策	事業名	追記修正前	追記修正後	担当 部会
3-3	障害児等療育支援事業	障がい者が居宅等で自立した日常生活や社会生活を営むとともに、障がい児についても、社会生活への適応性の基盤を形成するため、在宅の重症心身障がい児・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児を対象に、介護サービスや就労訓練、生活訓練等の提供や療育等を行う。	障がい者が居宅等で自立した日常生活や社会生活を営むとともに、障がい児についても、社会生活への適応性の基盤を形成するため、在宅の重症心身障がい児・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児を対象に、介護サービスや就労技能の習得、生活能力向上のための支援等の提供や療育等を行う。	地域 子育て
4-1	妊娠・出産支援事業 (産後ケア事業)	妊娠期から子育て期を通じた切れ目ない支援を実施するため、相談等の拠点となる「すくすく・サポート」等で全ての妊婦と面談し、支援が必要な者を把握するとともに、乳児がいる全ての家庭の訪問や産前・産後サポート、産後ケアを実施することで、出産や育児に対する不安を軽減し、安心して子育てができる環境を整える。	家族等から十分な育児等の支援が得られず、心身の不調や育児不安を抱える出産後おおむね12か月未満の母子に対し、助産師等が中心となり、母親の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活できるよう支援する。	地域 子育て
5-1	子育てのための施設等 利用給付事業	幼児教育・保育の無償化対象施設としての「確認」が完了した施設に通う子どもに係る給付費を施設又は保護者に給付する。また、新制度未移行幼稚園に通う低所得世帯に対する実費徴収額(副食費)の補足給付を行う。	幼児教育・保育の無償化対象施設としての「確認」が完了した施設に通う子どもに係る給付費を施設又は保護者に給付する。また、新制度未移行幼稚園に通う低所得世帯及び第3子以降(小学校3年生までの範囲)に対する実費徴収額(副食費)の補足給付を行う。	教育・ 保育
5-1	移住者定着支援事業 (移住定住促進事業)	定着支援事業(移住定住促進事業)	移住者定着支援事業(移住定住促進事業) (※事業名の変更)	地域 子育て
5-1	保険料申請免除、法定 免除事業		出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は6か月間)の国民年金保険料が免除される。産前産後期間の保険料を免除された期間は、保険料を納付したも のとして老齢基礎年金の受給額に反映される。 (※今回追加)	地域 子育て

松山市こども計画について ～「計画掲載事業」～

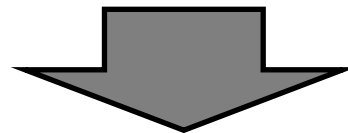
推進 施策	事業名	追記修正前	追記修正後	担当 部会
5-3	SNS子ども子育て 相談窓口事業 (DV・ひとり親相談分)	既存の窓口の利用が難しい方が気軽に相談できるよう、SNSを活用した窓口を開設し相談対応を行い、必要に応じて支援につなげる等、DV被害の未然防止、早期発見、早期対応を図るとともに、ひとり親家庭などの子育て家庭等に対するきめ細かな支援に繋げる。	(※計画期間中に事業を見直す予定のため、 掲載を見送る)	地域 子育て

▼「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」へ掲載することに伴い、追加する事業

推進 施策	事業名	事業概要	担当 部会
3-2	生活保護支給事業	生活に困窮するすべての市民に対して困窮の程度に応じて必要な保護を行う。	地域 子育て
3-2	生活困窮者自立相談支援窓口	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談窓口を設置し、就労支援を含む自立に向けた課題分析やプラン作成等を行うとともに、必要に応じて他機関へつなぐ。	地域 子育て
3-2	住居確保給付金	主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合に、一定の要件を満たした場合、市区町村ごとに定める額を上限に実際の家賃額を原則3か月間（延長は2回まで最大9か月間）支給する。	地域 子育て
3-2	教育扶助費（給食費）	生活保護法の教育扶助として、保護者が負担すべき給食費を小中学校に代理納付する。	地域 子育て
3-2	生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減事業（教育扶助費、生業扶助費（高校就学費））	生活保護受給世帯に対し、義務教育や高校の就学に必要な費用を支給する。	地域 子育て
3-2	進学準備給付金支給事業	大学等に進学する被保護者に対し、新生活の初期費用として自宅から通学する者には10万円、自宅区外から通学する者には30万円を支給する。	地域 子育て
3-2	生活保護受給者への健康診査実施事業	40歳以上の生活保護受給者（無保険者のみ）や中国残留邦人等に対する支援給付受給者に健診機会を提供するため、医師会に委託し、健康診査を指定医療機関で行う。	地域 子育て
3-2 5-2	市営住宅への入居優遇措置	子育て世帯については、入居収入基準を緩和する。募集戸数の中に優先世帯専用の戸数枠を設けることにより、母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯が、一般世帯より優先して抽選できる取扱いを行う。	地域 子育て
3-2	住宅セーフティネット推進事業	住宅確保要配慮者が円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう、セーフティーネット住宅の登録を促すための情報発信を行う。	地域 子育て
3-2	スクールカウンセラー等活用事業	愛媛県のスクールカウンセラー等活用事業により、松山市立の全小中学校でスクールカウンセラーの活用を図る。	地域 子育て

▼事務局案

- ・前回の事務局案に対する各委員の主なご意見(P2～P5)なども踏まえ、改めて関係課に内容を確認し、P6～P11の内容を追記修正
- ・また、「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」へ掲載する事業(P12の内容)を追加
- ・4つの個別計画を包含・一体的に策定することから、各個別計画の視点で、それぞれの個別計画に紐づく事業が分かるよう、表記を追加



【資料1-2】で取りまとめた一覧を、事務局修正案とする。

※ただし、【資料1-2】の事業一覧には、令和7年度予算編成作業等の関係から、現時点では、令和7年度から実施を検討している事業は含めておらず、実施が確定し、計画完成(令和7年3月予定)までに、掲載予定。

※また、今後実施予定のパブリックコメント等により、掲載内容等の追加や変更の可能性を含む。

基本方針	推進施策	概要
1 こどもの権利を尊重し、 社会全体で こども・若者を育てる	1-1 こども・若者の 意見表明の推進	こどもの権利について、すべての大人に対しても広く周知を行い、社会全体でこどもの権利を保障し、こども・若者が安心して意見を表明できる場や機会を提供し、意見を反映する仕組みを整えます。
	1-2 仕事と子育ての 両立支援	男性と女性が、ともにキャリア形成と子育てを両立できる環境づくりを推進します。
	1-3 こどもまんなか 社会の推進	こども・若者・子育て当事者にやさしい社会づくりのための啓発や環境整備、情報発信を行い、地域や企業を含む社会全体で、安全・安心してこどもを育て、若者の自立を支える仕組みを推進します。
2 こども・若者の 健やかな育ちを支える	2-1 こども・若者の 居場所づくり	こども・若者が多様な体験活動や遊び・学び、様々な人との関わりを通して、心身ともに健やかに成長できたり、生き抜く力を得ることができるといった幸せな状態で成長できるよう、こども・若者の視点に立った安全で安心できる居場所づくりを推進します。
	2-2 教育・保育の 環境整備	一人一人の健やかな成長を支えるため、教育・保育の環境整備を進めます。
	2-3 ライフステージに 応じた 切れ目ない支援	ライフステージを通して、健やかな成長と自己肯定感を育み、こども・若者の成長・自立に必要な支援を、関係機関が連携して切れ目なく提供します。

基本方針	推進施策	概要
3 こども・若者を 誰一人取り残さず 重層的に支援する	3-1 養育支援	社会的養護を必要とするこども・若者が、心身ともに健やかに養育されるよう、関係機関と連携し、安定的・継続的に自立に向けて支援します。
	3-2 貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るとともに、虐待の早期発見・対応、ヤングケアラーへの支援、性犯罪や性暴力等から守るよう、相談窓口の設置や関係機関との連携を強化します。
	3-3 障がい、医療的ケア等支援	障がいや医療的ケア等の理由から支援を必要とするこども・若者に、関係者の連携体制を強化して適切な支援・サービスにつなげます。
	3-4 いじめ、不登校、自殺対策	いじめや不登校など、こども・若者が抱える困難や課題について、関係機関が連携し、必要な支援を提供します。
4 若者が自ら希望する ライフプランの実現を 後押しする	4-1 心身の健康向上	若者がどのようなライフステージでも健康的に生活できるよう、心や身体に関する必要な情報や正しい知識を身に付け、自身の健康に必要なサポートを受けられるための情報提供や相談支援を行います。
	4-2 出会い、結婚支援	多様な価値観が尊重されることを大前提としつつ、結婚や出産を望む人に対して、希望に応じた支援を進めます。
	4-3 就労、ライフプランニング支援	若者が主体的に自らのライフデザインが描けるよう、キャリア形成支援やライフプランニング教育を推進するとともに、将来の新たな挑戦を応援します。
5 安心して子育てできるよう 子育て当事者を支援する	5-1 子育て世帯への経済的負担軽減	子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担を抱かず、ゆとりを持ってこどもと向き合い、安心して子育てできるよう支援します。
	5-2 ひとり親家庭の自立促進	ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、当事者に寄り添った支援を行い、就労支援や養育費に関する相談など、生活の自立・安定・向上を図ります。
	5-3 関係機関と連携した相談体制の構築	窓口や電話、訪問など多様な手段により、子育て当事者の子育て等に関する相談に対応し、関係機関と連携・協働し、必要な支援に繋がります。